

III Q & A

問 10 - 5 国の非常勤職員の休暇制度に改正があった場合、会計年度任用職員の休暇制度についての取扱如何。

- 国の非常勤職員の休暇制度に改正があった場合には、会計年度任用職員の休暇制度についても、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、必要な制度を確実に整備する必要がある。
- なお、国の非常勤職員の休暇制度では、平成31年1月1日付けで「結婚休暇」の新設、「忌引休暇」の対象者の拡大、令和2年1月1日付けで「夏季休暇」の新設、令和4年1月1日付けで「不妊治療のための休暇」、「配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」の新設並びに「産前休暇」及び「産後休暇」の有給化、令和4年4月1日付けで「介護休暇」及び「介護時間」の在職期間の要件廃止、令和7年4月1日付けで「病気休暇（私傷病）」の有給化並びに「不妊治療のための休暇」、「配偶者出産休暇」、「育児参加のための休暇」、「子の看護休暇」及び「短期介護休暇」の任期の限定廃止がされているので適切に対応されたい。